

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

The United Nations and Decolonization (I) : With Special Reference to its Activities in 1970's

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1977-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2145

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



国際連合と非植民地化 (I)

—1970年代の活動を中心として—

家 正 治

- I. はじめに
- II. 強制措置と非植民地化
- III. 国際司法裁判所と植民地問題 (以上本号)
- IV. 小地域の非植民地化問題
- V. むすびにかえて

I. は じ め に

国際連合広報局が発行している *Objective: Justice* の第8巻第4号(1976/77) は、特別なセクションを設け、「国連と非植民地化」と題して非植民地化のための国連30年史を要約している。その序文は、『国連が1945年に創設されて以来、以前植民地支配の下にあった70以上の民族が独立主権国家として国連に加盟した。何千万人民の植民地支配から、自由への過程において、国連は国連事務総長の言う「真に重要な役割」を果たしてきた。このような国連の非植民地化の努力は、従属人民の願望と闘争に刺激されたものであったが、憲章に基づくものであった。……非植民地化の過程は、総会が1960年に採択した植民地独立付与宣言とこの宣言の履行状況を調査させるために総会が1961年に設置した非植民地化委員会の作業によって大きく加速化された。植民地主義に対して大きな打撃を与えたにもかかわらず、いまだに外国支配の下に生活している約1,000万の人々が世界の各地に存在している。非合法少数政権が南ローデシアやナミビアの人民を抑圧し続けている南部アフリカにおいては、事態はとくに深刻である。』と述べている。⁽¹⁾

現在国連加盟国はその発足当時の約3倍に増加したが、加盟した諸国の多くはかつて植民地支配の下にあった地域であった。これら新興国は法的には独立したものの、その多くは経済的後進性に苦しんでいる。これらの新興国は、1962年の第17回総会が「天然資源に対する永久的主権」と題する決議にも示されるように、経済的自立を求めて自決権の内容を充実するための努力をはらっている。1960年代以降それまでの「東西問題」にかわって「南北問題」がより突出した問題として登場してきた。

しかし、旧植民地主義体制はほぼ崩壊したとすることはできるとしても完全に崩壊してしまっただけとは言えない。1976年8月1日現在、自治または独立を達成していない地域、すなわち植民地独立付与宣言が適用されるべき地域として31地域が列挙されている。⁽²⁾これらの地域の多くは、面積、人口、資源等に恵まれておらず、また地域によっては地理的位置も恵まれていない。しかし、南ローデシアとナミビアは、面積や人口が多くまた資源にも恵まれており、南アフリカのアパルトヘイト問題と共に南部アフリカ問題として、その非植地化は現在焦眉の問題となっている。

本小稿は、現在なお残存している植民地の自決に関して国連はどのような活動を展開しているかをとくに1970年代における大きな特徴点を見ることを目的としている。問題点として、南ローデシアに対する強制措置、ナミビアおよび西サハラに関する国際司法裁判所の勧告的意見および小地域の自決問題を取り上げているが、それぞれいずれも大きな問題であり個別的に検討す

(1) The United Nations and Decolonization, Objective: Justice, Vol. 8, No. 4, 1976/77, p. 3.

(2) それらの地域は、アフリカ——仏領アファル・イッサ（1977年6月27日ジブチ共和国として独立）、ナミビア、南ローデシア、西サハラ；アジア——ブルネイ、チモール；大西洋およびカリブ海——アンチグア、ベリセ、バーミューダ、英領バージン諸島、カイマン諸島、ドミニカ、フォークランド諸島、モントセラト、セント・ヘレナ、セント・キッツ・ネビス・アンギラ、セント・ルシア、セント・ビンセント、タークス・カイコス諸島、米領バージン諸島；ヨーロッパ——ジブラルタル；大太平洋およびインド洋——米領サモア、ココス（キーリング）諸島、ギルバード諸島、グアム、ニューヘブリデス、ピトケアン、ソロモン諸島、トケラウ、太平洋諸島信託統治地域、トゥバルである。

べきであろう。しかし、本小稿の目的は個々の問題の詳細な検討を行なうのではなく、非植民地化に向けて国連の最近の状況を横断的に検討することにある。それぞれの個々の検討については稿を改めたいと考えている。

II. 強制措置と非植民地化

1976年4月6日、安全保障理事会は全会一致の決定で決議388(1976)を採択した。その前文はつぎの通りである。

「安全保障理事会は、

1965年11月12日の決議216(1965)と11月20日の決議217(1965)、1966年4月9日の決議221(1966)と12月16日の決議232(1966)、1968年5月29日の決議253(1968)および1970年3月18日の決議277(1970)を再確認し、

これらの決議に規定されている措置とこれら決議に基づいて加盟国が着手している措置が引き続き実施されることを再確認し、

南ローデシア問題に関する決議253(1968)に基づいて設置された安全保障理事会専門委員会(Security Council Committee)により作成された1975年12月15日の特別報告(S/11913)中の勧告を考慮して、

南ローデシアの現在の状況が国際平和と安全に対する脅威を構成することを再確認し、

国連憲章の第7章の下に行動するものとして、⁽³⁾以下のことを決定する(decide)。

同決議は、その本文で、南ローデシアに対する強制措置を拡大して、南ローデシアの輸出入品や南ローデシア内の産品や財産に対する保険を含め、また南ローデシアの企業に商標の使用権を付与しないことを決定した。⁽³⁾

以上の決議にも示されるように、南ローデシアに対する制裁措置は、1970年代に入って初めて実施されたものではなく、1970年代における国際連合の

(3) SC. Res. 388 (1976), Report of the Security Council, GA Official Records, Supplement No. 2 (A/31/2), 1976, p. 46.

非植民地化のための活動の一つの特徴とはかならずしも言えない。南ローデシアに対する強制措置は、後述するようにすでに1960年代にすでに決定されているが、南ローデシアの白人政権は依然として少数支配を行なっている。制裁措置の実効性を高めるために強制措置を拡大し継続していることは、1960年代と同様に1970年代における非植民地化のための国連の実践活動の一つの特徴と云いうるであろう。

ここで極めて簡単に南ローデシア問題の経過について触れておこう。南ローデシアの面積は38万9,115 km²、人口は1973年の推定が600万人で、残存する植民地の中では面積はナミビアについて大きく、人口では最も大きな地域である。人口600万人の内、570万人がアフリカ人、27万1,000人がヨーロッパ人、1万9,000人が混血のカラード、9,700人がアジア人となっており、白人の占める割合は極めて少ない。天然資源としては、銅、クロム、鉄、アスベスト、錫、ニッケル、金等を産し、また高原は気候も温和で土地も肥沃で、煙草、とうもろこし、綿花、落花生、砂糖、小麦等を産する。

英国人による南ローデシアの植民地化は、1888年から始められた。1922年、英国政府は同地域が南アフリカ連邦と合併するかあるいは英国植民地として英国と直接関係を持つかどうかのレフレンドムを実施した。投票結果は、8,774対5,989で後者を選択したが、その投票にはアフリカ人は約60名しか投票資格はなかった。1923年の憲法によって、南ローデシアは「自治植民地」(self-governing colony)としての地位を獲得したと言われるが、実際は英国政府および議会による広範な権限の留保が認められており、十分な自治を認めるものではなかった。

1961年に憲法は改定され、英国政府が留保していた権限を引き渡すかわりに憲法には新しく教育、財産および収入を基礎にした参政権が挿入され、立法議会は50の白人議席と15のアフリカ人議席によって構成されることとなった。同憲法の下においても、英国は憲法の改定、追加および廃止に関する権限を保留していたことに注目されなければならない。⁽⁴⁾

国連総会が南ローデシア問題を審議し始めたのは1962年以降である。英国は、1923年以降南ローデシアは自治を達成しており、憲章73条(e)の下の情報送付の義務は存在しないと主張した。総会の要請により、⁽⁵⁾植民地独立付与宣言特別委員会は、南ローデシアの事態を審議し、(1)南ローデシアは少数者である白人の支配下にあり、多数のアフリカ住民の権利と利益が侵害されていること、(2)1961年の憲法は選挙権を人種によって差別しており、同憲法によって実施される選挙は住民の圧倒的多数が反対していることから強行されれば不測の事態がおりかねないこと、(3)英国は同憲法を停止し、すべての政党の参加する新しい憲法制定会議を召集すべきであること、(4)南ローデシアは非自治地域であること等を含む報告を第16回総会第2次再開会期に提出し⁽⁶⁾た。1962年6月28日、同総会は特別委員会の結論を承認し、南ローデシアは憲章第11章の非自治地域であると認定した。⁽⁷⁾

アフリカ人のボイコットにもかかわらず、1961年憲法の下で、1962年12月総選挙が強行され、白人支配の下での独立を主張していた右翼の「ローデシア戦線」(Rhodesian Front)が勝利した。1963年10月、総会は、南ローデシアの事態は国際平和に対する脅威を構成するとする決議を初めて採択し、同決議はさらに普通選挙による多数支配が確立するまではローデシア戦線政府の独立の要請を認めないよう求めた。⁽⁸⁾安全保障理事会も、1965年5月6日南ローデシアに関して初めて決議を採択し、少数政権による一方的独立宣言を受け入れないよう英国および他の加盟国に要請していたが、⁽⁹⁾1965年11月11日スミス政権は一方的な独立宣言を強行した。

同日、総会は一方的独立宣言非難決議を採択して、英国に反乱を鎮圧する

(4) Decolonization, A publication of the United Nations Department of Political Affairs, Trusteeship and Decolonization, Vol. II, No. 5, 1975, pp. 3~7,

(5) GA. Res. 1745 (XVI).

(6) 拙稿、非自治地域制度の展開、神戸市外国語大学研究叢書、第4冊、22—27頁参照。

(7) GA. Res. 1747 (XVI).

(8) GA. Res. 1889 (XVIII).

(9) SC. Res. 202 (1965).

よう要請すると共に安全保障理事会が緊急にこの事態を審議するよう勧告し⁽¹⁰⁾た。翌日、安全保障理事会は、一方的独立宣言を非難し、非法法少数政権を承認しないことまた援助を与えないよう全加盟国に要請した⁽¹¹⁾。英国政府は軍事行動によって反乱を鎮圧することを拒否したが、スミス政府を解任し、行政権および立法権をとり上げた⁽¹²⁾。さらに同年11月20日、安全保障理事会は、「その継続がやがて国際の平和と安全に対する脅威を構成する」とすると共に、武器、装備および軍需物資を南ローデシアに提供することを止め、あらゆる経済関係を断絶させまた石油や石油製品を輸出しないことを全加盟国に要請した⁽¹³⁾ (call upon)。しかし、この決議は、39条に言及しておらず、現在の事態が平和に対する脅威と断じていない。また、「要請する」(call upon)と言う用語を用いている点からしても強制的・命令的経済制裁ではなく、任意的・自発的経済制裁であった⁽¹⁴⁾。

しかし、この部分的任意的経済制裁では、反乱と鎮圧するには十分ではなかったことから、植民地独立付与宣言履行委員会および総会は第7章の下の強制措置を採用するよう安全保障理事会に要請した⁽¹⁵⁾。1966年12月16日、安全保障理事会は、国連史上初めて第7章の下の南ローデシアに対する命令的経済制裁を決定した。同決議は第7章に言及し、「国連憲章39条および41条にしたがって、南ローデシアの現在の事態が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定し」た。そして、南ローデシア産のアスベスト、鉄鉱、クロム、鉄鉄、砂糖、煙草、銅、肉と肉製品および皮革の輸入を禁止し、また武器、弾薬、軍用機と軍用車、武器弾薬の製造と維持のための装備と物資の南ローデシア向け輸出を禁止した。同決議にはさらに憲章25条に基づき同

(10) GA. Res. 2024 (XX).

(11) SC. Res. 216 (1965).

(12) Ibid., Decolonization, pp. 9~10 & p. 28.

(13) SC. Res. 217 (1965).

(14) SC. Res. 216 (1965) と SC. Res. 217 (1965) の相違については、高橋敏、ローデシア問題と国連、長崎大学教養部紀要、第11巻、1970、32-34頁参照。

(15) GA. Res. 2151 (XXI).

決定を履行するよう求める表現が挿入されている。⁽¹⁶⁾

この決議は国連の歴史において最初の命令的経済制裁であり画期的なものであるが、その措置が特定の品目に限られているという意味において部分的制裁決議であった。総会は、若干の国家が制裁に違反していることまた南アフリカとポルトガルがスミス政権を支援していることを非難し、より広汎な全面的な制裁を課するよう安全保障理事会に要請した。⁽¹⁷⁾ 1968年5月29日、安全保障理事会は全会一致で全面的経済制裁を決定した。それによれば、対南ローデシア制裁を拡大し、医薬品や教材また特別な人道的事情での食糧品を例外として、すべての輸出入品を制裁の対象に含め、また履行に関する加盟国の報告を審査する専門委員会を設置することを決定した。⁽¹⁸⁾

このような全面的命令的制裁は一定程度南ローデシア経済を麻痺させたものの、今日まで白人少数政権を崩壊させるにはいたっていない。その最も大きな理由は一部加盟国の不履行である。例えば米国議会は1971年末に **Byrd Amendment** を通過して以来、米国は南ローデシアからクロム、ニッケルその他の輸入を続けている。そのための米国の南ローデシアからの輸入は1970年の11万5,000ドルから1973年の2,567万ドルに大きく増大している。⁽¹⁹⁾ 安全保障理事会専門委員会、通称制裁委員会の報告は、南ローデシアの輸出が1970年—3億4,600万ドル、1971年—3億7,900万ドル、1972年—4億7,400万ドル、1973年—6億4,000万ドルとしだいに増大していることを示している。⁽²⁰⁾ また南ローデシアの輸入も、1970年—3億2,900万ドル、1971年—3億9,500万ドル、1972年—4億400万ドル、1973年—4億8,000万ドルと同様に増大している。⁽²¹⁾ アフリカ統一機構の事務総長は、日本が最も大きな違反国であり、

(16) SC. Res. 232 (1966).

(17) G.A. Res. 2262 (XXII).

(18) SC. Res. 253 (1968).

(19) Ibid., Decolonization, p. 35: Report of the Sanctions Committee, S/11594/Add. 3, Appendix I.

(20) Ibid., Decolonization, Table III.

(21) Ibid., Decolonization, Table IV.

その他の違反国としてフランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、スイスおよび英国を上げて⁽²²⁾いる。安全保障理事会が行なった対南ローデシア制裁のこのような違反に対して、1976年12月20日の第31回総会はその違反を非難し、特に米国の南ローデシアからのクロムおよびニッケルの輸入を非難すると共に速かに輸入を認める立法を廃止することを要請⁽²³⁾している。

以上のように、その効果はともかく、南ローデシアという植民地問題において、その事態が第7章の「平和に対する脅威」として、憲章41条の経済制裁が適用された。「平和に対する脅威」は、従来国家または国家類似の団体の行為が他の国家または国家類似の団体に対する現実もしくは潜在的な武力の行使を含む事態を意味するとして一般的に理解されており、国連の集団安全保障体制は植民地問題をその対象として含んでいないと考えられて⁽²⁴⁾いた。この点、金東勲は、植民地問題を平和問題と切り離して取り扱うことの疑問を提起し、自決の原則の尊重が国連の設立過程から強調され、国際平和の維持と密接に関係づけられていることを指摘⁽²⁵⁾する。憲章1条(2)の「人民の同権および自決の原則」の内容は、その後豊富化され、1970年10月12日の第25回総会が採択した「植民地独立付与宣言の完全な履行のための行動計画」は、「外国の支配への人民の従属は、国際の平和と安全の維持および国家間の平和的関係の発展に対する重大な障害である」ことを再確認すると共に植民地主義のこれ以上の継続は国際法の諸原則に違反する犯罪であると断じて⁽²⁶⁾いる。民族自決権が実定国際法上の権利として確立し、その否定が以上のよ

(22) Ibid., Decolonization, p. 37.

(23) G.A. Res. 31/154 B.

(24) 金東勲、30年目を迎えた国連の集団安全保障体制、国際問題、No. 189, 25頁参照。

田岡教授は、南ローデシアは当時外国に対して武力を行使しておらず、またする意思もなかったのに対して発動されたことは第7章の当初の目的から逸脱した行為であるとされる。田岡良一、国際法Ⅲ、法律学全集、165および172頁。

(25) 金東勲、前掲論文、25頁。

(26) G.A. Res. 2621 (XXV). 賛成86, 反対5 (オーストラリア, ニュージーランド, 南アフリカ, 英国, 米国), 棄権15 (オーストラリア, ベルギー, カナダ, デンマーク, フィンランド, アイスランド, イタリア, 日本, ルクセンブルグ, マラウィ, オランダ, ノルウェ, スペイン,

うに平和の否定であるとする認識が確立している今日、植民地の自決を促進するために第7章の規定が援用されることは当然とも言えるであろう。⁽²⁷⁾

III. 国際司法裁判所と植民地問題

国際司法裁判所は、1971年6月21日、「安全保障理事会決議276（1970）」にかかわらず、ナミビア（南西アフリカ）に南アフリカが存在し続けることの諸国に対する法的効果」問題に関して、また1975年10月16日、「西サハラ」問題に関して勧告的意見を出した。この二つの勧告的意見において、国際司法裁判所は明白な表現は使っていないものの民族自決権の法的性質を認めていると考えられる見解を打ち出している。国際司法裁判所は、それまでも南西アフリカに関係して判決や勧告的意見を出し、また北部カメルーン事件判決にも示されるように植民地問題にかかわる事項を扱った。⁽²⁸⁾しかし、これらの判決や勧告的意見において、国際司法裁判所は民族自決権に関する実体的な判断を示していなかった。1970年代にいたって、国際司法裁判所が民族自決権の法的性質を肯定したことは、一つの大きな特徴であり、その後の非植民地化に向けての国連の活動に大きな影響を与えている。

1971年のナミビア問題に関する勧告的意見にいたるまでに、国際司法裁判所が植民地問題に関係して下した判決および意見をふれておこう。まず、南西アフリカの国際的地位に関する一連の勧告的意見と判決であるが、これらについては先達の詳細な優れた研究が多数発表されており、⁽²⁹⁾またこの小稿

スワジランド、スウェーデン)。

(27) 南ローデシアに対する制裁の詳細な法的分析については、深津栄一、国際連合機構と経済制裁、国際法外交雑誌、第71巻第5号参照。

(28) これら以外にも国際司法裁判所は1960年4月12日インド領通行権事件に関する本案判決を下している。この事件はインド領土内にあるポルトガルの植民地にかかわった問題というものの通行権に関する問題が主題であることから本稿では考察の対象とはしない。関野昭一、インド領通行権に関する事件、判例研究国際司法裁判所（高野雄一編著）および金東勲、インド領通行権事件、ケースブック国際法（田畑茂二郎編著）参照。

(29) 例えば、太寿堂鼎、西南アフリカの国際的地位、法学論叢、第64巻第1号および南西アフ

の本節が1970年代の勧告的意見に示される民族自決権の確認に目的があることから極めて簡単にふれることにする。南西アフリカは第一次大戦後国際連盟の委任統治制度の下におかれていた。委任統治地域は、独立したものは別として、南西アフリカを除いて国際連合の信託統治制度の下におかれた。南アフリカは南西アフリカを信託統治制度に切りかえなかっただけではなく、1949年「南西アフリカ問題修正法」(South West Africa Affairs Amendment Act)⁽³⁰⁾を制定して事実上同地域を併合してしまったことから、同年総会は南西アフリカの国際的地位およびそれに対する南アフリカの国際的義務⁽³¹⁾に関して国際司法裁判所の勧告的意見を求めた。1950年7月11日、国際司法裁判所は総会の諮問に答え、南西アフリカは委任統治の下の地域であって、南アフリカは連盟規約22条および委任状に定められた国際的義務を負っており、監督機能は国連によって遂行され、年報と請願は国連に提出されなければならないと南アフリカが同地域の国際的地位を一方的に変更する権限がないことを明らかにした。

以上の「南西アフリカの国際的地位」に関する勧告的意見を履行していく上で、その後第二次および第三次の勧告的意見が求められた。国際司法裁判所は、1955年6月7日、「南西アフリカにかかわる報告と請願についての問題の表決手続」に関する勧告的意見および1956年6月1日、「南西アフリカ委員会による請願人聴問の許容性」に関する勧告的意見を与えた。この両意見は、先に国際司法裁判所が下した1950年意見の解釈に関するものであったが、以上の諸措置は委任統治の下に適用された監督の程度を越えるものではないとするものであった。

1950年意見は、この意見に基づいて総会が委任統治として監督機能を遂行

リカの国際的地位，ケースブック国際法（田畑茂二郎編著）；内田久司，南西アフリカの国際的地位，判例研究国際司法裁判所（高野雄一編著）；皆川洗，南西アフリカ事件の判決，法律時報38巻12号；小寺初世子，南西アフリカ事件判決について，国際法外交雑誌，第95号第5号。

(30) Solomon Slonim, South West Africa and the United Nations, 1973, p. 103.

(31) G.A. Res. 339 (IV).

するため「南西アフリカ委員会」を設置した⁽³²⁾ことにも示されるように、国連の非植民地化への実践において大きな意味をもっている。しかし、同意見は同地域が国際連盟の解散にもかかわらず委任統治地域であり、南アフリカは連盟規約および委任状の下の義務を負うというものであり、民族自決権の法的性質が問題になる余地はなかった。1955年意見および1956年意見は、1950年意見の解釈として総会の「監督の程度」が主題であり、1950年意見と同様に民族自決権そのものを問題とするものではなかった。

勧告的意见は、1950年意見に基づき監督機能を遂行するために総会が「南西アフリカ委員会」を設置したことを見ても、国連の活動や措置にとって有益な法律的指針として尊重されている。しかし、勧告的意见は、それ自体法的拘束力をもつものではなく、それを求めた国際機関や関係国を拘束するものではない。⁽³³⁾南アフリカは一連の警告を無視し続けたことから、エチオピアとリベリアは、南アフリカが国連の同意なき委任条項の実質的修正や住民の物質的道義的福祉と社会的進歩の増進阻害やアパルトヘイト政策の実施や恣意的、不合理、不正かつ人間の尊厳に背馳する法律規則の採択、適用や自治に向ってその正常な進展に必要な住民の権利と自由の抑圧や委任統治地域に対する国際的地位と両立しない行政、立法権の行使や国連総会に所する情報を含む年次報告提出の拒否や住民の請願送付の拒否を行ない、受任国の義務に違反している旨を確認宣言する判決を求めた。⁽³⁴⁾

これに対して南アフリカは先決的抗弁を提出し裁判所の管轄権を争ったが、1962年12月21日の先決判決は抗弁を退けた。1966年7月18日の本案判決は、世間の予想に反して、原告国に訴訟資格なしというものであった。⁽³⁵⁾人々は、以上の諸点が委任統治義務に違反するか否かに関し、国際司法裁判所が

(32) GA. Res. 749 A (VIII).

(33) 牧田幸人、国際司法裁判所の勧告的機能、田畑茂二郎先生還暦記念「変動期の国際法」参照。

(34) 内田久司、南西アフリカ事件（管轄権）、判例研究国際司法裁判所（高野雄一編著）、243頁。

(35) 皆川洗、前掲論文参照。

本案判決で判断するものと信じていた。⁽³⁶⁾ 国際司法裁判所判決が原告が本件請求主体に対し法的權益を立証し得ていないとする以上、判決が民族自決権の法的性質について触れる余地はなかった。

この判決が原告国の請求を退けたことは、しかしながら南西アフリカ問題の展開の上で大きなインパクトを与えた。現地では「南西アフリカ人民機構」の指導の下に同年8月26日から武力解放闘争が始められた。⁽³⁷⁾ また国連総会は、同年10月27日、南アフリカがその義務を果さず、実際に委任統治を否認したとの理由により、「英国国王を代って南アフリカ連邦政府が行使するよう英国国王に与えられた委任状はしたがって終了したこと、南アフリカは同地域を施政するいかなる他の権利を有しないこと、南アフリカは同地域を施政するいかなる他の権利を有しないことおよび今後南西アフリカは国連の直接の責任の下に入ることを決定する」とした。「このような情勢において、国連は南西アフリカに関するこれらの責任を果さなければならないことを決意する」とする決議を採択した。⁽³⁸⁾ このように総会は同地域を国連の直接統治の下におき、さらに翌年5月19日、総会は同地域を独立まで施政させるために「国連南西アフリカ理事会」を設置した。⁽³⁹⁾ 1968年6月12日、総会は地域住民の要望により以降同地域を「ナミビア」と呼ぶことに決定し、⁽⁴⁰⁾ 同理事会は「国連ナミビア理事会」と呼ばれることになった。

なお、南西アフリカ事件の先決判決と本案判決が下される間に、国際司法裁判所は北部カメルーン事件を扱っている。1963年12月2日の判決は、⁽⁴¹⁾ イギリスの先決的抗弁は否定したものの本案については裁判所の司法的機能

(36) 小寺初世子，前掲論文参照。

(37) Rashleigh Ermond Jackson, The United Nations Council for Namibia, Objective: Justice, Vol. 6, No. 2, 1974, p. 29.

(38) G.A. Res. 2145 (XXI).

(39) G.A. Res. 2248 (S-V).

(40) G.A. Res. 2372 (XXII).

(41) 詳しくは、深津栄一，北部カメルーンに関する事件，判例研究国際司法裁判所（高野雄一編著）および拙稿，北部カメルーン事件，ケースブック国際法（田畑茂二郎編著）参照。

の限界から退けてしまった。したがって、カメルーン共和国が訴えた信託統治協定違反については審査されず、当然民族自決権の法的性質については言及されてはいない。

以上のように、1970年代にいたるまで、国際司法裁判所は、その判決および勧告的意見において、民族自決権の法的性質についての実体的判断をなしてはいない。しかし、1970年代に入ると二つの勧告的意見において民族自決権を法的権利として承認したと考えられる見解を打ち出している。その一つはナミビア問題に関する勧告的意見である。

1970年7月29日、安全保障理事会は、憲章96条(1)に従って、「安全保障理事会決議276(1970)にもかかわらずナミビアに南アフリカが存在し続けることの諸国に対する法的効果はいかなるものであるか」について国際司法裁判所の勧告的意見を求めることに決定した。1971年6月21日、国際司法裁判所は、南アフリカのナミビア駐在は違法であり、直ちにその統治を終了し、同地域の占拠を終らせる義務をもつものであると宣言した。また、国連加盟国は、南アフリカのナミビア駐在の違法性としてナミビアに代ってまたはナミビアに関してとられた行為の無効を承認し、そのような占拠と施政の合法性の承認を意味したり、またはそのような占拠と施政に支援または援助を与えるいかなる行為をも控え、とくに南アフリカ政府との取引を控える義務をもつとの意見を表明した。⁽⁴²⁾

同意見は、パラグラフ52において、自決の原則についてふれている。『さらに、国際連合憲章の中で確立されたように、非自治地域に関する国際法のその後の発展は、自決の原則をすべての非自治地域に適用させることになった。信託な信託という観念は、「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域」の全部について確認され、かつ拡張された(73条)。このように、それは植民地制度の下にある地域を明らかに包含することになった。明らかに、信託な信託は、国際的地位が以前に付与されていた国際連盟の委任統治

(42) I. C. J. Reports, 1971; Objective: Justice, Vol. 3, No. 4, 1971, para. 133.

地域にも引続き適用された。この発展におけるその後の重要な段階は、「まだ独立を達成するに至っていない」すべての人民および地域を包含する、植民地独立付与宣言（1960年12月14日の総会決議1514（XV））であった。また一般に委任統治地域の政治的歴史を考慮しないでおくことはできない。ナミビアを除いて、独立を達成しなかったすべての委任統治地域は、信託統治制度の下におかれた。ナミビアを除いて、今日国際連合の後見の下にあるのは15の内2つだけである。このことは、きわめて多数の新興国の誕生を導いた一般的発展の一つの表われにすぎない。⁽⁴³⁾』

さらに裁判所は続けて、『これらのすべての考慮は、本件に関する裁判所の評価に重要である。締結時の当事者の意思に従って文書を解釈する第一次の必要性を考慮するとしても、裁判所は規約22条に具体化された観念—「近代世界ノ激甚ナル生存競争状態」と関係人民の「福祉及発達」—は、静態的ではなくて、定義上発展的なものであったし、それゆえにまた「神聖ナル信託」の観念も発展的なものであったことを考慮しなければならない。したがって、連盟規約の当事国は、これらの観念をそのようなものとして受けとっていたとみなされるべきである。なればこそ、裁判所は、1919年の制度を考察するに際して、この間半世紀に生じた変化を考慮しなければならず、そしてその解釈は、国際連合憲章を通じて、また慣習法によるその後の法の発展によって、影響されずにとどまることができないのである。さらに、国際文書は、その解釈の時に広く行なわれている全体の法体系の枠内で解釈され、適用されるべきである。本件手続が関係をもつ領域では、上述のようにこの50年が重要な発展をもたらした。これらの発展は、神聖な信託の最終目的が、関係人民の自決と独立であったことについて、ほとんど疑いを残していない。他の領域と同様に、この領域でも、諸国民の法の一団（*corpus iuris gentium*）は著しく豊富になっており、裁判所は、その任務を忠実に果さなければならぬとしたら、これを無視することができないのである。⁽⁴⁴⁾』

(43) 訳出については、皆川洗，国際法判例集，205頁参照。

以上のように、国際司法裁判所は、神聖な信託の観念はその後の法の発展の中で解釈されなければならず、その最終目的が自決と独立であるとしている。意見は、明白な表現はとってはいいものの全体の調子は民族自決権の法的権利性を承認した枠組となっている。この点で F. Ammon 裁判官が個別意見で同意見のパラグラフ52が民族自決権を明示的に承認したものであると述べたことは注目されるであろう。⁽⁴⁵⁾しかし、連盟規約22条の神聖なる信託の理解において、今日の法的構造からそれを理解することに問題が提起されている。例えば、広瀬善男は、今日の国連憲章の構造や機能状況の下では同意見の趣旨は肯定されざるをえないが、同意見には目的論的解釈の態度が明確に存在し、連盟規約や委任状の連盟時代における機能状況に、今日における憲章の法的構造をそのまま投影して理解する傾向があることは、逆に歴史的事実性を欠く態度となるおそれがあるように思われると指摘される。⁽⁴⁶⁾

現在の筆者にとって、条文の解釈に関する基本的な問題に立ち入る能力はないが、ただ次のことは指摘できるであろう。意見は、法の変遷を強調すると共に「締結時の当事者の意思に従って文書を解釈する第一次の必要性」についても言及しているということである。さらに、1950年代の一連の勧告的意見の中で、監督機能は国連によって遂行されるとされており、1971年意見はその監督機能の効果的な発展として理解できるのではないかと思れる。

この勧告的意見を契機として、それ以後のナミビア問題に対する国連の対応は活発なものとなった。⁽⁴⁷⁾例えば、国連ナミビア理事会は、ナミビア人民の利益を代表して国際会議に参加したり、法令を制定したり、ナミビア人の教育と訓練のための機関を設置したりして活発な活動を行なっている。⁽⁴⁸⁾

(44) パラグラフ53. 訳出については皆川汎、前掲書、205頁参照。

(45) 広瀬善男、民族自決権と国連の機能、法学研究、第204号、30および50頁参照；Reports 1971, p.73.

(46) 広瀬善男、前掲論文、46～50頁。

(47) A Trust Betrayed: Namibia, United Nations, pp. 37～40.

(48) 拙稿、国連ナミビア理事会の国際統治、神戸外大論叢、第27巻第1—3号参照。

次に西サハラに関する勧告的意見を見てみよう。同地域に関してスペイン、モロッコ、モーリタニアおよびアルジェリアの利害関係国の間に見解の対立が生じていた。⁽⁴⁹⁾ 1974年12月13日、総会は、「I. 西サハラ(リオ・デ・オロおよびサキエト・エル・ハムラ)は、スペインによる植民地化の当時、無主の土地であったか。この第一の質問に対する答が否定的なものである場合、II. この地域とモロッコ王国およびモーリタニア体(Mauritanian entity)との間の法的絆はいかなるものであったか。」の問題に勧告的意見を与えるよう要請した。裁判所は、1975年10月16日、「裁判所は提出された資料と情報から、スペインによる植民地化の当時、モロッコのスルタンと西サハラに居住する部族の若干の間に忠誠の法的絆が存在していたことを示している。それらは同様に、土地に関する権利を含めて、裁判所が了解する形でのモーリタニア体と西サハラとの間の法的絆を構成していた権利が存在していたことを示している。他方、裁判所は、提出された資料と情報から西サハラとモロッコ王国もしくはモーリタニア体との間にいかなる領土主権の絆も確立されていないと結論する。したがって、裁判所は、西サハラの非植民地化において決議1514(XV)の適用また特に地域人民の願望の自由で真正な表明による自決の原則の適用に影響を与えるような性質の法的絆を見出さない。」とする意見を下した。⁽⁵⁰⁾

同意見は、民族自決権の法的性質に関して、1971年意見のパラグラフ52および53を援用する。さらに、1960年以降、植民地独立付与宣言が非植民地化の過程の基礎であったことまた同宣言はある側面において総会決議1541(XV)によって補足されたとする。そして、「決議1541(XV)のある規定は、植民地独立付与宣言で確立されたような自決の権利の本質的特徴を実施す

(49) Report of the Special Committee on the Situation with regard to the Implementation on the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, A/10023/Add. 5, 1975, pp. 17~24.

(50) パラグラフ162. A/10300, p. 64: 皆川洗, 西サハラ事件, 国際法外交雑誌, 第76巻第1号, 70頁。

⁽⁵¹⁾る。」と述べる。ついで、「友好関係宣言」を引用して、それが関係人民の願望を考慮に入れる必要を強調しながら、独立、連合および統合以外の可能性を述べているとする。⁽⁵²⁾意見は以上のような総会の非植民地化政策を規律している基本原則を述べた後、西サハラ自体の非植民地化に関する決議を検討する。裁判所に勧告的意見を要請した決議3292 (XXIX) は、前文3項で、「決議1514 (XV) に従って、スペイン領サハラ住民の自決権」を再確認している。また本文1項は、「総会決議 1514 (XV) に掲げられた諸原則の適用を害することなく」⁽⁵³⁾勧告的意見が求められている。決議 1514 (XV) で具体化された原則の適用への言及は、当然前文3項の「決議 1514 (XV) に従って、スペイン領サハラ住民の自決権」の再確認を鑑みて解釈されなければならないとしている。

1971年意見と同様にかならずしも明確な表現はなされてはいないものの、意見の構成からして民族自決権の権利性を承認したものと見なすことができよう。従来、民族自決権は、政治的原則にすぎないものかあるいは法的権利であるのかということについて争われていた。⁽⁵⁴⁾植民地独立付与宣言をはじめとする諸々の総会決議は、すべてこの人民は自決の権利をもつことを宣言し強調する。しかし、総会決議はそれ自体は法的拘束力を有しないことから、実定法化したものか争われる。憲章96条が規定するように、国際司法裁判所に勧告的意見を求める問題は、「法律問題」にかぎられている。法律問題として扱われたナミビア問題および西サハラ問題での勧告的意見は、自決権が権利として確立していることを確認する上で大きな意味があるのである。

(51) パラグラフ57。

(52) パラグラフ58。

(53) パラグラフ68。

(54) 拙稿、民族自決権と内戦、国際法外交雑誌、第73巻第3号、3～10頁参照。